

**水辺空間を生かしたチームビルディングを軸とする
本県への誘客に向けたモデルコースの企画・検証業務委託仕様書（公募用）**

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

水辺空間を生かしたチームビルディングを軸とする本県への誘客に向けたモデルコースの企画・検証業務委託

2 委託期間

契約締結日 から 令和8年3月13日 まで

3 目的

本県の水辺空間を生かしたチームビルディングと、その周辺観光を含めたモデルコースを企画するとともに、現地視察ツアーやワークショップ等を通じた検証を行い、商品造成や観光プロモーションへの活用を目指す。

4 委託業務の内容

水辺空間を生かしたチームビルディングを軸とする本県への誘客に向けたモデルコースの企画・検証業務及び付随する業務一式

なお、本業務の実施にあたっては、「令和6年度知事と立教大学学生の意見交換会」において、本県に政策提言を行った立教大学観光学部学生（以下、学生とする）との連携を図るものとする。

（1）モデル地域選定及びコースの作成

県内の水辺空間を生かしたチームビルディングと、その周辺観光を含めたモデルコースの作成を行うこと。なお、チームビルディングに係る活動については、ウォーターアクティビティを通じて行う内容を含めること。

（2）FAMツアーの実施

ア （1）にて作成したモデルコースで、企業の研修担当者及び旅行会社を対象に1日のFAMツアーを1回以上実施し、旅行商品化の視点から意見を収集すること。

なお、学生をモニターとして参加させること。

イ ツアーの参加者は、企業研修関係者、学生、埼玉県物産観光協会及び県職員とする。なお、ツアー実施に係る費用は委託費に含める。コースの行程管理及び観光コ

ンテンツに関するガイド等は受託者において行うこと。

ウ チームビルディングを進めるにあたり、専門家を配し、ツアー参加者がチームビルディングについて理解を深められるよう配慮すること。

エ ツアー催行中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応を的確に行える体制をとること。

オ 企画提案に当たっては、FAMツアーモデルコースの例示、参加人数、実施時期及び回数、専門家の有無等を提案すること。

(3) 学生との連携

ア モデル地域の選定及びコースの決定にあたっては、学生の意見を取り入れるためのワークショップ等を複数回実施し、うち必ず一回はフィールドワーク型のワークショップを実施すること。なお、ワークショップ実施に係る費用は委託費に含めること。

イ ワークショップを実施する際は専門家を配し、意見を仰ぐこと。

ウ モデルコースの決定及び旅行商品化にあたり、ニーズやターゲット等について、必要な調査を学生とともに実施すること。なお、アのワークショップのうちの1回を本項の機会として実施することは差し支えない。

エ FAMツアー後、学生を含む参加者から聴取した意見を踏まえ、商品化のための改善点や課題を整理する機会を設けること。なお、アのワークショップのうちの1回を本項の機会として実施することは差し支えない。

オ 企画提案に当たっては、学生の意見を取り入れるためのワークショップ等のスケジュール及び具体的な内容等を提案すること。なお、立教大学観光学部以外の学生と連携した事業の実施も委託費の範囲内で提案を可能とする。

カ スケジュールについては、契約先候補に決定後、県及び立教大学観光学部と調整し決定すること。

(4) 旅行会社等を対象とした報告会の実施

ア 報告会の実施にあたっては、旅行商品化に向けて大学、旅行会社及び埼玉県物産観光協会等に対し、県内の水辺を活用したチームビルディングに資するモデルコースプランの提案を行うこと。

イ 報告会の実施方法は対面、オンライン、いずれの方法でも可とする。

(5) 業務完了報告書の提出

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の下承を得た上で、業務完了報告書を埼玉県産業労働部観光課DMO支援・観光振興担当宛に電子データで提出し検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者負担とする。

報告書には以下の内容を必ず記載すること。

- ・業務全体の実施報告
- ・学生とのワークショップ及びF AMツアーに関する実施報告
- ・事業全体の振り返り及び考察

(6) その他業務

- ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務において映像やイラスト、写真等第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (2) 本業務で制作したモデルコース及び撮影した写真等の成果物は、第三者が従前から保有していた権利を除き、県に納入されたときに原則として全て委託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。なお、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の観光振興に資する用途で二次使用を可能とする。この時、県から委託者への追加費用の支払いは発生しないものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。

- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (10) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。